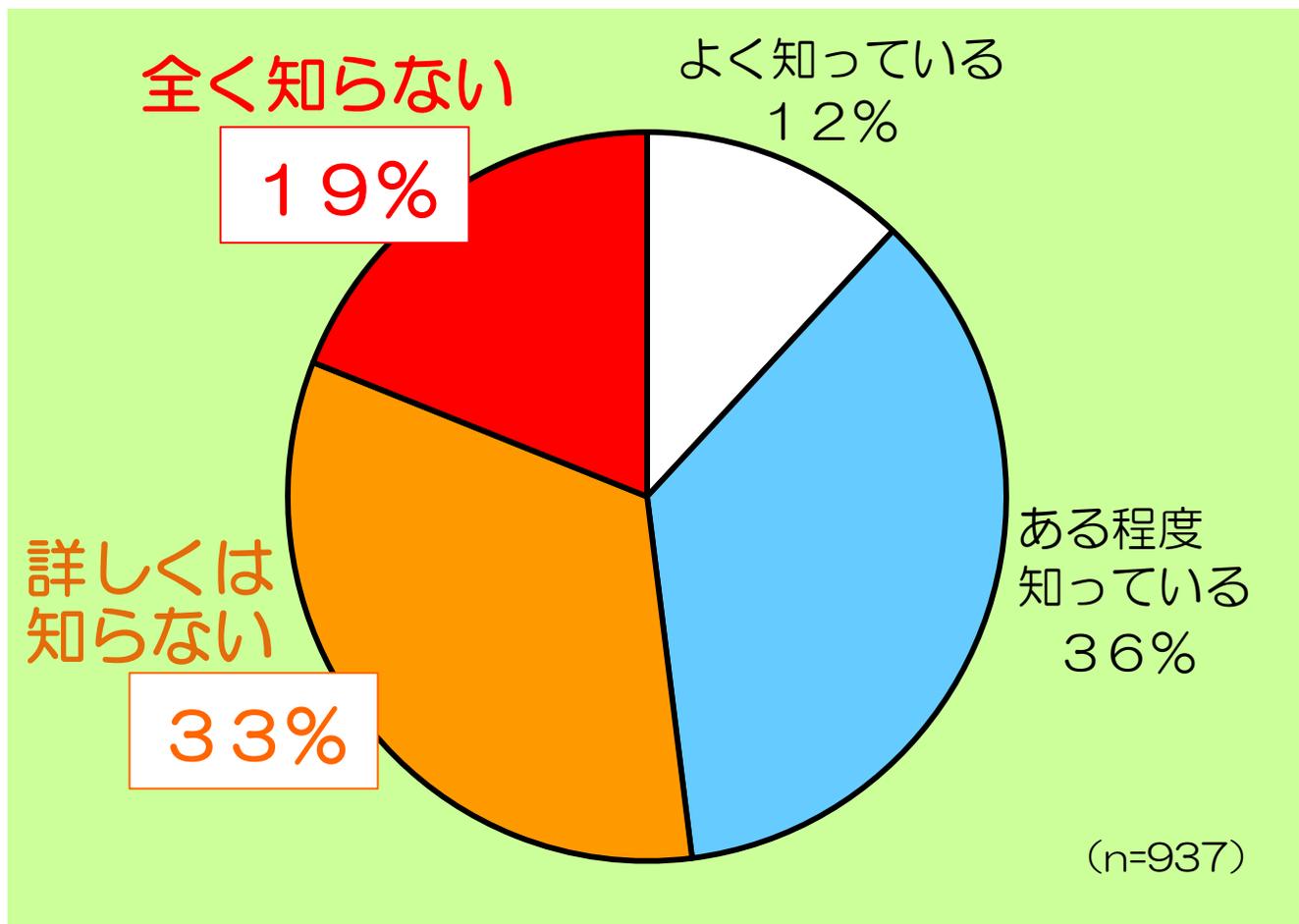


IPM(総合的有害生物管理) をご存知ですか？

グラフは建築物環境衛生管理技術者を対象にIPMについて聞いた結果です。
半数以上の方が、「全く知らない」又は「詳しくは知らない」との回答でした。



(平成25年度実施アンケート調査結果より)

[IPM]

特定建築物におけるねずみ等の対策のためのIPMとは、建築物において考えられる有効・適切な技術を組み合わせて利用しながら、人の健康に対するリスクと環境への負荷を最小限にとどめるような方法で、環境基準を目標に有害生物を制御し、そのレベルを維持する有害生物の管理対策のこと

厚生労働省「建築物における維持管理マニュアル」より



裏面に具体的な実施手順を掲載しています。

IPMの実施手順

目標水準の設定

該当建築物または該当場所の標準的な目標水準の設定

名称	許容水準	警戒水準	措置水準
定義	環境衛生上、良好な状態	放置すると今後、問題になる可能性がある状況	ねずみや害虫の発生や目撃をすることが多く、すぐに防除作業が必要な状況
例※1 ゴキブリ	以下の全てに該当すること。 ①トラップによる捕獲指数が0.5未満。 ②1個のトラップに捕獲される数は2匹未満。 ③生きたゴキブリが目撃されない。	以下の全てに該当すること。 ①トラップによる捕獲指数が0.5以上1未満。 ②1個のトラップに捕獲される数は2匹未満。 ③生きたゴキブリが時に目撃される。	以下の状況のいずれか1つ以上に該当すること。 ①トラップによる捕獲指数が1以上。 ②1個のトラップに捕獲される数が2匹以上。 ③生きたゴキブリがかなり目撃される。

※1 厚生労働省「建築物における維持管理マニュアル」より

調査（月1回以上※2）

聞き取り調査、目視による調査、トラップ等による調査、環境及び施設・設備の調査

※2 東京都指導

定期的な調査の継続

調査結果の判定

許容水準

警戒水準

措置水準

防除作業

環境的防除、物理的防除、化学的防除

効果判定

許容水準

警戒水準

措置水準

※ 経過については全て記録を作成し、保存します。

なお、詳細については「建築物維持管理マニュアル（下記URL）」をご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu-eisei09/03.html>

【問い合わせ先】 東京都健康安全研究センター広域監視部建築物監視指導課ビル衛生検査係
 東京都新宿区百人町三丁目24番1号 電話：03-5937-1062